

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 議会広報研修会[北海道町村議会議長会主催]

(1) 目的

議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。

(2) 派遣場所

ポールスター札幌（札幌市中央区）

(3) 派遣期間

令和3年8月23日（1日間）

(4) 派遣議員

広報広聴委員会委員 3人
（荒貴賀、石川康弘、藤原 孟）

2 その他

上記1の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。